

# サウンディング型市場調査の実施について

## 1 調査の主旨

民間企業等からアイデアや意見を聞き、行政サービスや市民満足度の向上につなげる。

新たな事業の企画立案や既存事業の課題解決の検討段階において「公平性や透明性を確保」しながら、民間事業者との対話や意見交換（サウンディング）を実施し、様々な意見やアイデアなどを収集する調査です。

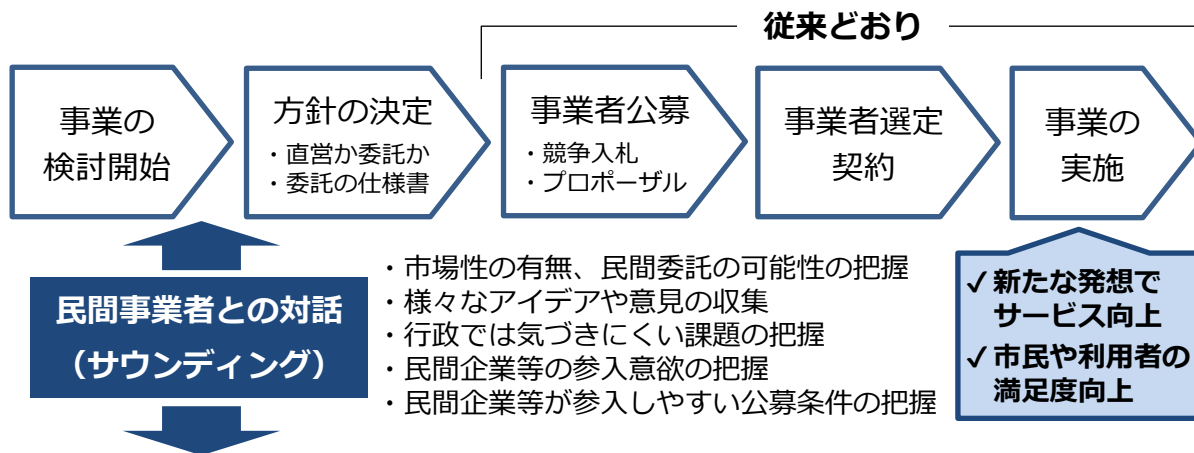
調査結果（対話内容）は、直営か民間委託かの判断材料としての使用、委託とする場合には、公募型プロポーザルなど業務仕様書の作成に活用するなど、民間活力との連携によって最適な行政サービスを提供し、地域経済の好循環とともに市民満足度の向上が期待できます。

※サウンディング（sounding）

「打診する」「あることに対する相手の意向や意見を確かめるために、前もって相手に働き掛け、様子をうかがう」などの意

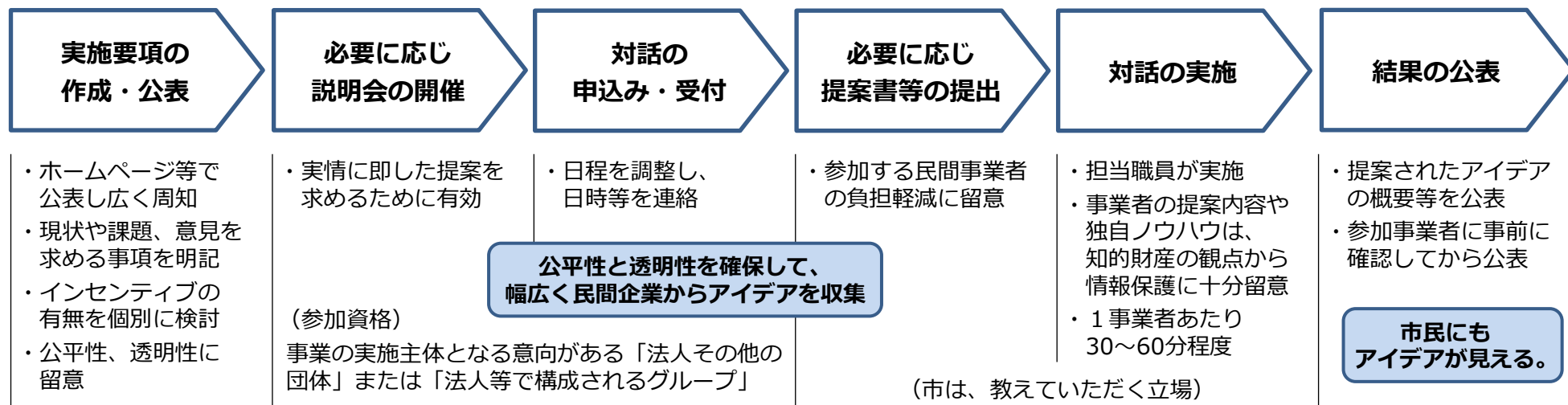
## 2 民間委託の流れにおける調査の位置付け

- ・民間事業者との対話（サウンディング）は、事業の検討段階に実施
- ・委託とする場合、対話結果を業務仕様書に活用し、その後の事業者公募等は従来どおり
- ・対話への参加有無は、その後の公募等における参加条件としない。



## 3 サウンディングの流れとポイント

(国土交通省策定の手引きや先進事例を参考に作成)



## 4 サウンディング調査の試行的実施

- 国では、内閣府の民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）において、平成27年12月に「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を決定し、**事業の発案等の段階で民間事業者からの提案を積極的に求める**ことが望ましいとしている。また、国土交通省では、平成30年6月に「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」を策定し公表している。
- 市では、第2次総合計画において、**多様化する行政需要に対応するため、民間活力の活用などの必要性**を示しており、新たな行財政改革大綱においても、重点項目として「民間提案制度の活用」を位置付けることとしている。
- このようなことから、そうした制度の実効性を検証するため、公共施設等の整備や管理運営などハードに関する事業と、市民生活に密接に関連するソフト事業について、試行的にサウンディング調査を実施する。これらの結果を踏まえ、今後の調査の対象事業の拡大に向け、条件等を調整していく。

対象	① 仮称；かすみがうら市ウエルネスプラザにおける民間活力の導入可能性について (担当；行財政改革・公共施設等マネジメント推進室)	② 放課後児童クラブにおける民間活力の導入可能性について (担当；保健福祉部子ども家庭課大塚児童館)
選定理由（課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度中の供用開始をめざしており、健康増進をテーマとした多様な事業の展開など、その<b>運営や施設管理では、指定管理者制度など民間活力との連携が想定</b>される。</li> <li>・つくば市や取手市など他市の同類施設では、施設管理と事業運営のそれぞれの専門事業者などからなる<b>グループによる指定管理</b>となっており、当市では<b>実績のない形態</b>である。</li> <li>・このため、当市施設における指定管理等の成立の可能性の把握や、その場合の事業条件などについて幅広く<b>アイデア等を収集し、効果的な施設サービスにつなげる</b>ために、この調査の対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内18の放課後児童クラブでは、<b>子どもの最善の利益を保障するため</b>、児童個々への細やかなサポートなど多様化するニーズへの対応が必要であり、<b>サービスの充実と質の向上</b>が求められている。</li> <li>・放課後児童支援員には、子どもの健全育成に関する専門的知識が求められており、児童の育成支援計画の作成、保護者や地域との連携などを担える<b>人材の確保や育成が課題</b>となっている。</li> <li>・このため、民間委託の成立の可能性や条件を把握し、利用者と市ともにメリットのあるサービス提供につなげるために、この調査の対象とする。</li> </ul>
主な対話内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康の維持増進等に関する事業アイデア</li> <li>・トレーニングルームの運営方法、提供可能なプログラム</li> <li>・施設の各室や空間を利用し、賑わいや収益を生み出す事業</li> <li>・供用開始に向けた準備事項や供用後の維持管理に関する提案</li> <li>・管理運営等を受託する場合の体制、市との役割や責任の分担 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行サービスを向上させるため（保育内容、職員配置等）の提案</li> <li>・民間事業者と市の運営における役割や業務の分担</li> <li>・運営開始までのスケジュール 等</li> </ul>
スケジュール	2月中旬；実施要項の公表～3月中旬；参加申込み受付（①は現地説明会も実施）～3月下旬；対話の実施～4月；結果の公表	

※ P P P（Public Private Partnership；官民連携）

公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の創意工夫等を活用する取組みのこと。行政と民間が連携し行うことにより、行政サービスへの民間の参入機会の拡大を図り、地域経済の好循環を生み出すとともに、行政運営の効率化を実現し、もって最適な公共サービスの提供を実現し、住民満足度の最大化を図ることを目的としている。

※ P F I（Private Finance Initiative）

平成11年に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、P P Pに含まれる事業手法のひとつ。